

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1 事業所

法人名	医療法人 城東外科
法人所在地	徳島県徳島市福島1丁目6番58号
代表者名	理事長 岡田 祐司

### 2 事業所の概要

#### (1) 支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	城東整形外科内科 居宅介護支援事業所
所在地	徳島県徳島市福島1丁目6番58号
管理者の氏名	
電話番号	088-654-5022
FAX番号	088-622-2538
事業者指定番号	3670105356
サービス提供地域	徳島市及び板野郡

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 事業所の職員体制

	業務内容	常勤	非常勤	常勤換算
管理者	事業所の職員の管理及び業務の管理	1名		
介護支援専門員	4 サービス内容参照	1名	1名	
事務職員	事業所の運営に係る必要な事務及び請求等			

#### (3) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日	8:30~17:30 *ただし、24時間電話連絡はできます。
日祝日	24時間電話連絡できます

### 3 事業の目的と運営方針等

#### (1) 事業の目的

介護保険法の理念に基づくと共に高齢者が自立した生活を送れるよう、要介護状態にある高齢者等に対して、介護相談、介護計画等を支援すること。

#### (2) 運営方針

- 1 被保険者が要介護状態等となった場合、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
- 2 被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力をを行う。
- 3 被保険者の選択に基づいて、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設利用等の多様なサービスが、事業所の連携を得て、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。
- 4 契約市町村から介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、常にその知識を有するよう研鑽を深める。
- 5 居宅サービス計画に当たっては被保険者又は家族の希望を踏まえ、意思及び人権を尊重し、常に被保険者の立場に立ち、被保険者に提供されるサービスが、特定の種類、特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行う。

内容については次のとおりとする。

1. 被保険者に対して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行い説明し同意を書面により得る。
  - 2・被保険者に対して、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を説明する。
  - 3・被保険者・家族に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等の入院先医療機関に提供するための依頼をする。

#### (3) その他

アセスメント(評価)の方法                      居宅サービス計画ガイドライン

### 4 サービスの内容

- (1) 介護保険訪問調査の受託
- (2) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (3) 要介護認定の申請代行
- (4) 給付管理表の作成

### 5 利用者負担金

#### (1) 利用者負担金

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者

直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口に出すと、保険給付分の払戻を受けられます。

## (2) 交通費

2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方で事業者から請求があったときは、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。利用者又はその家族の同意を得て、その実費(交通機関を利用した場合の運賃)を徴収する。尚自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。事業所から片道1キロメートルを増す毎 100円。

## (3) 領収書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

## (4) その他

記録の複写費用などをいただくことがあります。

## 6 キャンセル料

利用者は契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 7 利用者へのお願い

支援事業者が交付するサービス利用表、居宅サービス報告書などは、利用者の介護に関する重要な書類なので、契約書・重要事項説明書と一緒に保管して下さい。

## 8 相談窓口、苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

□ご利用者相談窓口： 城東整形外科内科 居宅介護支援事業所

ご利用時間 24時間対応

ご利用方法 電話 088-654-5022

□ご利用者担当役所窓口：徳島市健康福祉部高齢介護課

ご利用時間 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

ご利用方法 電話 088-621-5585

□国民健康保険団体連合会

ご利用時間 月曜日～金曜日

午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 088-665-7205

## 9 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者からの事故等に対応する常設の窓口（連絡先）を設置している。電話にて対応ができるようにするとともに、必ず事故に対する早期改善・早期解決措置を講じるように配慮している。

電 話 : 088-654-5022

F A X : 088-622-2538

受付時間 : 月曜日～金曜日の9:00～17:30

上記時間以外は、電話にて対応できるようにしている。

- (2) 円滑かつ迅速に事故処理を行うための処理体制・手順

事故発生が起こった場合、電話連絡や訪問を行い、それに対しての事情を把握するとともに、原因の究明やその対策について協議を行う。結果は必ず記録に残し、今後、事故が起こらないように指導し、定期的に事故が起こっていないか把握を行う。また、各事業所との連携ができるようにする。

事故が起きた場合、利用者の保険者及び国保連合会へ報告を行うこととする。

- (3) 事故があったサービス事業者に対する対応方針

サービス事業所に事故が発生した場合、サービス事業所に対して、電話・訪問を行い、事故当時の原因・今後の改善を促し、事故が起こらないように指導を行う。

改善が認められない場合はサービス事業者を利用者及び家族の意向を基に変更も含め検討する。常にサービス事業所との連絡を密にし、連携が取れるようにする。

記録は必ず残す。

## 10 個人情報の利用目的

城東整形外科内科 居宅支援事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下お預かりしている個人情報について、利用目的を次のとおり定めます。

### 1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

### 2. 利用目的

- (1) 介護サービス計画等を作成するため
- (2) サービス事業者間の連携とサービス担当者会議での情報提供、サービス担当者に対する照会（依頼）のため
- (3) 医療機関、社会福祉法人、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、行政機関、その他必要に応じた地域団体との連絡調整のため
- (4) 主治医の意見を求める必要性のある場合
- (5) 事業所内のカンファレンス（症例検討）のため
- (6) 介護認定審査会、地域包括センターへの情報提供
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 緊急を要する時の連絡等の場合

